

平成28年6月17日

# 九州フォーミング株式会社

## 第44期

(平成27年 4月 1日から平成28年3月31日)

貸借対照表

個別注記表

## 貸借対照表

(平成 28年 3月 31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	283,332,069	流 動 負 債	165,057,359
現金及び預金	367,940	支払手形	3,986,651
預 け 金	76,644,401	電子記録債務	14,437,493
受 取 手 形	46,847,933	買 掛 金	77,589,888
売 掛 金	129,422,043	未 払 金	8,909,358
仕 掛 品	8,949,290	未 払 費 用	27,112,016
原 材 料	9,544,556	未 払 法 人 税 等	12,891,477
貯 蔵 品	4,243,796	未 払 消 費 税	6,866,200
前 払 費 用	281,872	預 り 金	858,276
未 収 入 金	20,238	賞 与 引 当 金	12,406,000
繰 延 税 金 資 産	7,010,000		
固 定 資 産	197,074,078	固 定 負 債	51,796,713
有 形 固 定 資 産	177,984,078	退 職 給 付 引 当 金	51,796,713
建 物	58,235,392		
構 築 物	2,371,668	負 債 合 計	216,854,072
機 械 及 び 装 置	84,810,608	(純資産の部)	
車 両 及 び 運 搬 具	1	株 主 資 本	263,552,075
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,014,335	資 本 金	30,000,000
土 地	31,552,074	利 益 剰 余 金	233,552,075
投 資 そ の 他 の 資 産	19,090,000	利 益 準 備 金	7,500,000
繰 延 税 金 資 産	17,480,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	226,052,075
そ の 他 の 投 資 等	1,610,000	繰 越 利 益 剰 余 金	226,052,075
		純 資 産 合 計	263,552,075
資 産 合 計	480,406,147	負 債 ・ 純 資 産 合 計	480,406,147

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料は総平均法による原価法、仕掛品及び貯蔵品は個別法による原価法。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

有形固定資産については定額法を採用しております。

##### 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込有効期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、支払に関する内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (4) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 438,379,712 円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度末株式数
普通株式	60,000	60,000

#### (2) 配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当 平成27年6月5日 定時株主総会の決議による。

株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	15,780,000	263	平成27年3月31日	平成27年6月6日

### 4. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金の否認等であります。

#### (2) 法定実行税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税率等が変更されることになりました。

これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.51%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.97%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については33.76%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は510,000円減少し、法人税等調整額は510,000円増加しております。